

# 平成 29 年度「ふるさとひょうご寄附金」寄附申出書

平成 年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏三 あて

ご住所 〒 \_\_\_\_\_

お名前 \_\_\_\_\_ 出身県 \_\_\_\_\_

ご連絡先 電話 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

(ご記入いただいた個人情報につきましては、「ふるさとひょうご寄附金」に関する業務以外には使用しません。)

私は、「ふるさとひょうご寄附金」の趣旨に賛同し、次のとおり兵庫県への寄附をしたいので申し出ます。

## 1 寄附金額 円

## 2 希望される納付方法 (以下のいずれかの番号に○をつけてください。)

	納付方法	手続き等について
1	納入通知書払い	後日、お送りする納入通知書により県が指定する金融機関の窓口で納入してください。 なお、振込手数料は無料です。
2	県の窓口への持参	窓口は、各事業の所管課及び兵庫県東京事務所です。
3	口座振込	後日、連絡する口座番号へ銀行窓口から振込をお願いします(ATM・インターネットバンキングからは不可)。 申し訳ありませんが、振込手数料は寄附される方のご負担となります。
4	現金書留払い	申し訳ありませんが、郵送料は寄附される方のご負担となります。
5	クレジットカード払い (Yahoo! 公金支払い)	5,000円以上の寄附からご利用いただけます。ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」から寄附の申し込みをいただいた後、「Yahoo! 公金支払い」から決済手続きをお願いします。

## 3 寄附金の活用事業

平成 29 年度は、以下のプロジェクトのうち、選択いただいたプロジェクトに活用させていただきます。

※ 特定のプロジェクトを選択されない場合は、「ふるさと兵庫」を元気にする事業に使わせていただきます。

No.	寄附金を活用する事業	寄附金額
①	ひょうご若者被災地応援プロジェクト	円
②	未来を担う県立大学生への応援団募集プロジェクト	円
③	県立学校環境充実応援プロジェクト 応援する学校 ( )	円
④	児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト	円
⑤	コミュニティカフェ開設応援プロジェクト	円
⑥	「子ども食堂」応援プロジェクト	円
⑦	子犬子猫の飼い主探し応援プロジェクト	円
⑧	コウノトリ野生復帰プロジェクト	円
⑨	小児筋電義手バンクへの応援プロジェクト	円
⑩	県立芸術文化センター応援プロジェクト	円
⑪	神戸ルミナリエの開催応援プロジェクト	円
⑫	障害者スポーツ応援プロジェクト	円
⑬	県立美術館・博物館等応援プロジェクト 応援する事業 ( )	円
⑭	神戸新開地演芸場 (仮称) 応援プロジェクト	円
⑮	「ふるさと兵庫」を元気にする事業 (特定のプロジェクトを選択されない場合)	円
	合 計	円

## 4 ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用について 特例制度を ( 利用する ・ 利用しない )

確定申告が不要な給与所得者等は、ふるさと納税の控除申請を寄附先団体が本人に代わって行うことを要請することができます。確定申告義務者・確定申告を行う方、暦年(1月～12月)のうち5団体を超える地方自治体に寄附をされた方は、この制度を利用できません。現行どおり確定申告を通じて、控除を受けてください。

※裏面に「兵庫県への応援メッセージ・ご意見」等を記載しております。ご参照ください。

5 兵庫県への応援メッセージ・ご意見 (兵庫県に対する応援メッセージ・ご意見等ございましたら、お手数ですが下記にご記入下さい。)

「ふるさとひょうご寄附金」のメリット

「ふるさとひょうご寄附金」は、兵庫県版ふるさと納税です。ふるさと納税には、自分の選んだ自治体に寄附をされた場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額控除されるメリットがあります。(ただし、2,000円を越える部分が全額控除される寄附額には上限があります。寄附をされる方の給与収入や家族構成に応じて上限額が異なります。下表「2,000円の持ち出しで済む寄附額の上限(目安)」参照。)

2,000円の持ち出しで済む寄附額の上限(目安) (例)

(例1) 年収500万円の給与所得者(独身または共働きの場合)

61,000円の寄附をされると、2,000円を越える部分である59,000円(61,000円-2,000円)が所得税と住民税から控除

(例2) 年収700万円の給与所得者(夫婦と子ども2人の場合)

66,000円の寄附をされると、2,000円を越える部分である64,000円(66,000円-2,000円)が所得税と住民税から控除

2,000円の持ち出しで済む寄附額の上限(目安)

(単位:円)

	寄附をされる方の家族構成					
	独身又は共働き※1	夫婦※2又は共働き+子1人(高校生※3)	共働き+子1人(大学生※3)	夫婦+子1人(高校生)	共働き+子2人(大学生と高校生)	夫婦+子2人(大学生と高校生)
300万円	28,000円	19,000円	15,000円	11,000円	7,000円	-
325万円	31,000円	23,000円	18,000円	14,000円	10,000円	3,000円
350万円	34,000円	26,000円	22,000円	18,000円	13,000円	5,000円
375万円	38,000円	29,000円	25,000円	21,000円	17,000円	8,000円
400万円	42,000円	33,000円	29,000円	25,000円	21,000円	12,000円
425万円	45,000円	37,000円	33,000円	29,000円	24,000円	16,000円
450万円	52,000円	41,000円	37,000円	33,000円	28,000円	20,000円
475万円	56,000円	45,000円	40,000円	36,000円	32,000円	24,000円
500万円	61,000円	49,000円	44,000円	40,000円	36,000円	28,000円
525万円	65,000円	56,000円	49,000円	44,000円	40,000円	31,000円
550万円	69,000円	60,000円	57,000円	48,000円	44,000円	35,000円
575万円	73,000円	64,000円	61,000円	56,000円	48,000円	39,000円
600万円	77,000円	69,000円	66,000円	60,000円	57,000円	43,000円
625万円	81,000円	73,000円	70,000円	64,000円	61,000円	48,000円
650万円	97,000円	77,000円	74,000円	68,000円	65,000円	53,000円
675万円	102,000円	81,000円	78,000円	73,000円	70,000円	62,000円
700万円	108,000円	86,000円	83,000円	78,000円	75,000円	66,000円
725万円	113,000円	104,000円	88,000円	82,000円	79,000円	71,000円
750万円	118,000円	109,000円	106,000円	87,000円	84,000円	76,000円
775万円	124,000円	114,000円	111,000円	105,000円	89,000円	80,000円
800万円	129,000円	120,000円	116,000円	110,000円	107,000円	85,000円
825万円	135,000円	125,000円	122,000円	116,000円	112,000円	90,000円
850万円	140,000円	131,000円	127,000円	121,000円	118,000円	108,000円
875万円	145,000円	136,000円	132,000円	126,000円	123,000円	113,000円
900万円	151,000円	141,000円	138,000円	132,000円	128,000円	119,000円
925万円	157,000円	148,000円	144,000円	138,000円	135,000円	125,000円
950万円	163,000円	154,000円	150,000円	144,000円	141,000円	131,000円
975万円	170,000円	160,000円	157,000円	151,000円	147,000円	138,000円
1000万円	176,000円	166,000円	163,000円	157,000円	153,000円	144,000円

(総務省ホームページを参照)

- ※1 「共働き」は、寄附をされる方本人が配偶者(特別)控除の適用を受けていないケースを指します。(配偶者の給与収入が141万円以上の場合)
- ※2 「夫婦」は、寄附をされる方の配偶者に収入がないケースを指します。(ふるさと納税を行う方本人が配偶者控除を受けている場合)
- ※3 「高校生」は「16歳から18歳の扶養親族」を、「大学生」は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指します。
- ※4 中学生以下の子供は(控除額に影響がないため)、計算に入れる必要はありません。例えば、「夫婦子1人(小学生)」は、「夫婦」と同額になります。また、「夫婦子2人(高校生と中学生)」は、「夫婦子1人(高校生)」と同額になります。
- ※5 掲載している表は、住宅ローン控除や医療費控除等、他の控除を受けていない給与所得者のケースとなります。年金収入のみの方や事業者の方、住宅ローン控除や医療費控除等、他の控除を受けている給与所得者の方の控除額上限は表とは異なりますのでご注意ください。
- ※6 社会保険料控除額について、給与収入の15%と仮定しています。
- ※7 掲載している表はあくまで目安です。具体的な計算はお住まい(ふるさと納税翌年1月1日時点)の市区町にお問い合わせください。